

解説 私立学校法（新訂三版） 法令等の改正による訂正

平成 29 年 7 月現在

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
19	6	公立の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> については、	公立の小学校、中学校については、
108	5	<u>最終改正 平成 29 年 1 月 27 日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定</u>	<u>（追加）</u>
119	5	第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 <u>3 月</u> 以内に登記しなければならない。	第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 <u>2 月</u> 以内に登記しなければならない。
286	11	理事 <u>〇〇〇〇 殿</u> に委任します。	理事殿に委任します。
326	13	中学校への準用 79 条、 <u>義務教育学校への準用 79 条の 8、</u>	中学校への準用 79 条、
361	13	資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在により、その事業年度末日から <u>3 月</u> 以内にすれば足りる（組合等登記令 3 条 3 項）。 <u>同令改正前は 2 か月以内（5 月末日まで）だったが、改正後は 3 か月以内（6 月末日まで）に変更された（平成 29 年 4 月 1 日施行）。</u>	資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在により、その事業年度末日から <u>2 月</u> 以内にすれば足りる（組合等登記令 3 条 3 項）。
373	10	4 決算の結果、資産総額の変更がある場合は、毎事業年度末日から <u>3 月</u> 以内に、変更の登記をしなければならない（組合等登記令 3 条 3 項）。	4 決算の結果、資産総額の変更がある場合は、毎事業年度末日から <u>2 月</u> 以内に、変更の登記をしなければならない（組合等登記令 3 条 3 項）。
377	16	会計処理及び計算書類の作成 <u>から適用</u> されている。	会計処理及び計算書類の作成 <u>について適用</u> される。
489	26	改正 平成 26・6・13 法律 69 号（ <u>施行＝平成 28 年 4 月 1 日</u> ）	改正 平成 26・6・13 法律 69 号（ <u>未施行</u> ）
580	3	最終改正 <u>平成 28 年 2 月 29 日文部科学省告示第 13 号</u>	最終改正 <u>平成 27 年 2 月 27 日文部科学省告示第 28 号</u>
589	26	四 既設校等について <u>(一) 既設校等については、第二の四の規定を準用すること。</u> <u>(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の(二)において同じ。）</u>	四 既設校等について 既設校等については、第二の四の規定を準用すること。 <u>この場合において、第二の四の(四)の(ア)中「開設年度の前々年度の末日」とあるのは「開設年度の前々年度の末日又は開設年度の前年度の 5 月</u>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
		<p><u>若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の(二)において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等の学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校の学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。</u></p> <p><u>ア 第四の一において準用する第二の一の(三)において準用する第一の一の(九)の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。</u></p> <p><u>イ 第四の一において準用する第二の一の(三)のア及びイの規定は、適用しないこと。</u></p> <p><u>ウ 第四の四の(一)において準用する第二の四の四の規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等、高等専門学校、学部等又は高等専門学校の学科のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われなければならない、かつ、適正な償還計画が策定されていなければならない。</u></p> <p>附 則 <u>この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から</u></p>	<p><u>31 日までの間において申請者が定める日」と読み替えるものとする。</u></p>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
		<u>施行する。</u>	
591	11	附 則 （平成 <u>28</u> 年 2 月 <u>29</u> 日文部科学省告示第 <u>13</u> 号）	附 則 （平成 <u>27</u> 年 2 月 <u>27</u> 日文部科学省告示第 <u>28</u> 号）
	12	この告示は、平成 <u>28</u> 年 3 月 1 日から施行する。	この告示は、平成 <u>27</u> 年 3 月 1 日から施行する。

解説 私立学校法（新訂三版） 正誤表

平成 28 年 3 月現在

頁	行	正	誤
286	14	理事 <u>〇 〇 〇 〇</u> ⑩	理事 <u> </u> ⑩
320	(注 1)	「逐条学校教育法 第 <u>8</u> 次改訂版」 <u>〇〇</u> <u>〇</u> 頁（学陽書房、 <u>2016</u> 年）	「逐条学校教育法 第 <u>7</u> 次改訂版」 <u>343</u> <u>頁</u> （学陽書房、 <u>2009</u> 年）
321	(注 2)	鈴木編著・前掲（注 1） <u>〇〇〇</u> 頁参照。	鈴木編著・前掲（注 1） <u>784</u> 頁参照。
471	(注 5)	鈴木勲編著「逐条学校教育法 第 <u>8</u> 次改訂版」 <u>〇〇</u> 頁（学陽書房、 <u>2016</u> 年）参照。	鈴木勲編著「逐条学校教育法 第 <u>7</u> 次改訂版」 <u>40</u> 頁（学陽書房、 <u>2009</u> 年）参照。
475	(注 7)	鈴木編著・前掲（注 5） <u>〇〇〇</u> 頁参照。	鈴木編著・前掲（注 5） <u>115</u> 頁参照。
618	21	<u>学校法人諸規定の整備と運用（第七版）</u> 法友社刊共著平成 27 年 10 月 15 日	<u>（追加）</u>